

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄 編集人 杉山昌明

発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL & FAX 045-751-1010

やまゆり知的障害児者生活サポート協会主催講演会

『施設内虐待を考える』

講師 会津大学短期大学部教授 市川和彦氏

七月三十日(月)十時から十二時まで神奈川県社会福祉会館で大勢の受講生が参加して開催されました。

主に施設職員に対しての講演内容ですが、施設利用者の家族も大勢出席して熱心にメモを取っていました。

日頃から、施設に置いて虐待防止に取り組む、事前の実技を含めた研修をしっかりと行っておく必要があるというお話でした。

障害者の養護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月1日から施行されます。

虐待の定義

虐待防止法等に規定されている虐待の定義について

暴行や身体を拘束すること。(注：新たに身体拘束が虐待とした)

わいせつな行為をすること。(性的虐待)

著しい暴言や著しい心理的外傷を与えること。(「著しい」の解釈が難しい)

長時間の放置、利用者が他の利用者への暴行障害に対して養護者としての義務を怠ること。(ネグレクト)

障害者の財産を不当に処分したり利益得ること。(経済的虐待)

最近の新聞記事から

殆どの施設が一生懸命支援しているが、一部の施設で行われている特徴的な事例を紹介する。

身体的・心理的虐待が日常的に行われていた。(幹部職員の不適切な指導が原因)

グループホーム職員による一年半に渡る性的虐待。

少女への暴行(指導に従わないので感情的になり顔を蹴るなどの暴行)

指導に従わないために暴行し、骨折などの怪我をさせた。また隔離が常態化していた。

上半身を抱えたまま階段の踊り場から2階まで引きずった足の怪我等。繰り返す同じ事を言うことに激昂

し、女性利用者への暴行。

半年間に渡る女性への性的暴行入所者に暴行し妊娠、死産させる。以上であるが、性的暴行以外のケースは強度行動障害者の利用施設では起こりうることはないか。

行動障害者の支援に関しては、利用者自身が止められない感情の爆発に対して施設として事前に対処法を決めておき、定期的の実技を含めた研修をしておかなければ、虐待になりかねない。

身体拘束は本人の生命に危険があると判断したときの緊急避難的な場合で最後の手段であり、事前にその芽を摘むことが大切である。

行動制限することで利用者が落ち着くことは、決してない。

性的暴行は、支援員の依存症によって起こる。

自分ではしてはいけないことは十分に分かっているが、自分では止めることができない。

虐待の社会的分類

1. 志向的虐待と無志向的虐待

利用者の指導、訓練、治療、矯正の名のもとに行われる虐待を志向的虐待という。

例えば、世の中は厳しいので自立

するためと言う援助者の思い込みで、厳しくしてしまう場合である。

世の中はそんなに捨てたものではなく、相談したり、依頼することを教えるべきである。

何ら利用者とは関係なく、本能的、利己的に行われる虐待を無志向的虐待という

2. 自律的虐待と他律的虐待

自律的とは

自己本位な価値観や理念あるいは第三者の価値観などの影響で行われる虐待を自律的虐待という。

他律的とは

自分の意思とは別に、上司や集団内の考え方などによって行われる虐待を他律的虐待という。

以上の1と2の二つの組み合わせで次の4つの型に分類される

志向的他律型虐待

上司の命令に対しては、自分の意思にかかわらず従ってしまうことから起きる虐待。

例えば、上司から、利用者になめられないように指導されていることから起こる虐待。

一般の正常な人を採点者として、誤った答えをした場合に受験者(役者で実際には電流は流れないので痛がる演技をする)に次第に強い電流流さなければならぬという「アイヒマンの実験」を行うた

仮説としては45%が命令に従うしていましたが実際には65%の人が命令に従った。中には命に関わるような電圧を流した人もいた。最後まで誤った答えに対して電流を流した採点者が3分の1あり、自分に影響力のある人の命令を良心に反して従ってしまった。(この実験で35%の人は良心に従って実験途中で辞退した。)

無志向的自律型虐待

今までに利用者が受けたいじめや暴行を封印していた利用者が安全な環境に身を置いたときに、それまで怖くて出せなかった憎しみや恐れを吐きだしてしまうことがある。これを「転移」という。しかし支援員がそのことを理解していないと、こんなに優しく支援しているのにどうして判つてくれないのかと「切れて」しまい、虐待に走ってしまう(逆転移)。

この仕組みが判つていれば客観的にこの利用者の心情に対して「支援」出来るが、判つてなければ「虐待」となる分かれ目となる。施設に入ってきた利用者が問題行動を出せる環境(治療的環境)でなければ、「虐待」となる。

支援者の仕事は感情労働であり、いかに自分の感情をコントロールするかが問われる。そのためには「怒り」をコントロールするトレーニングが必要である。

無志向型他律的虐待

無志向型自律的虐待が施設に蔓延し、それに職員が染まると「無志向型他律的虐待」が起ころ。その例としてアメリカで行われた疑似刑務所実験がある。

一般の正常な人が受刑者と看守にランダムに振り分けて実験を行った。支配者役である看守は、制服を着用し、警棒とホイッスルを持ち、その役割を強化された。他方、囚人役は被支配者として屈辱的な服装をさせられ、日常的にルールを守るよう強制された。

その結果、僅か1週間で囚人役には支配者に抵抗できない無力感が形成された。(虐待した看守役は3分の1であり、3分の1の看守役はルールを厳しく守らせたが公平に扱った。残りの3分の1はこまごまと親切で好意的な看守であった。)

虐待防止策

虐待行為の意識化

自己チェックリストを作つて年に2回定期的に行う。また相互チェックを行い、相互に気がついた場合は直ちに言い合う環境を作る。

適切な関わり方を学ぶ
事例検討会を定期的に行い、実践に役立てる。毎月行うことが望ましい。

施設は担当者に丸投げしてないかをチェックする。

権力性を意識する。

圧倒的に支配者が持つ権力を持っていることを自覚する必要がある。呼称や態度に表れるので常に自己チェックする必要がある。

虐待行為の意識化と自律的良心による行動化

自分の思うところを貫き、何の

見返りも期待せず、自らの信念・主張に基づいて支援する。

通告制度の活用

法によって明確になったが、虐待を見聞きしたら速やかに通告する義務があるとうたっている。

まず、施設長に相談して自浄作用を働かせて解消することが良い。

それでも解決しないなら理事会、第三者委員に相談する。それでも解決しない場合は最後の手段として外部通告する。

心身に著しく障害を与えるような場合は直ちに、外部通告するべきであり、マスコミへは万策尽きた時の最終手段です。

利用者自身のエンパワメント

利用者が自分自身を守るため、虐待を受けたときにどうしたらよいかを学ばなければならない。利用者を疑わずまず話をしっかり聴いて職員や世の中の信頼を取り戻すことが必要。

まとめ

法やシステムが完備してもそれ

を生かすも殺すも人である。虐待をなくすために、相談を受けた面接者や事業者なり専門委員が行動化できるかどうか、利用者の利益のためにその行動が持続できるかどうか、その自律性にかかっている。

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会(旧やまゆり互助会)
〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426